

公益社団法人日本獣医師会主催：「改正動物愛護管理法に係る  
犬猫のマイクロチップ装着等義務化に関する説明会」  
(令和4年5月19日)

# 厚生労働省説明資料

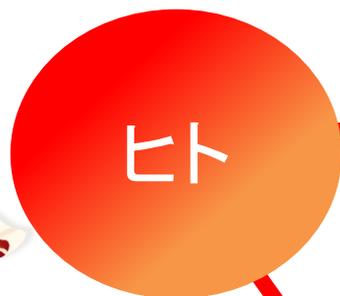
厚生労働省健康局結核感染症課

# ワンヘルス(One Health)の推進

- ヒトと動物、それを取り巻く環境(生態系)は、相互につながっていると包括的に捉え、人と動物の健康と環境の保全を担う関係者が緊密な協力関係を構築し、分野横断的な課題の解決のために活動していこうという考え方。
- 人獣共通感染症(Zoonosis)対策や薬剤耐性菌(AMR)対策などでワンヘルス・アプローチが必要。

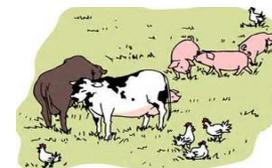
## 厚生労働省

- 人獣共通感染症(Zoonosis)
- 食の安全
- ヒトの薬剤耐性菌



## 農林水産省

- 家畜の伝染性疾病
- 衛生的な家畜生産
- 動物の薬剤耐性菌



## 環境省

- 地球温暖化
- 生物多様性
- 抗菌物質分布

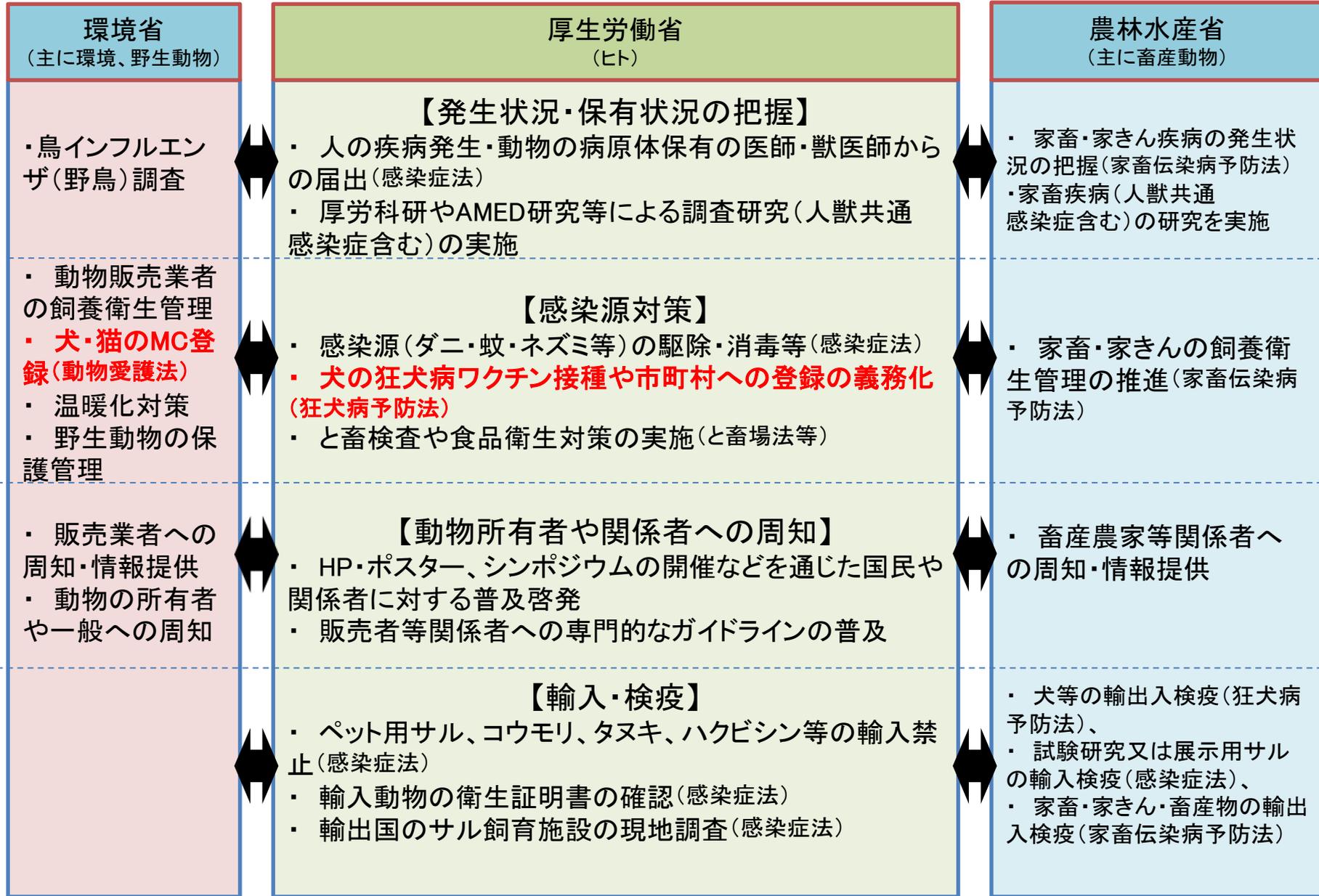
### 【厚生労働省の取組の例】

人獣共通感染症(Zoonosis):医師会、獣医師会と連携して毎年シンポジウムを開催

薬剤耐性菌(AMR):「ワンヘルス動向調査報告書」を毎年公表

# 動物由来感染症に関する関係省庁間の連携(ワンヘルスアプローチ)

平  
時  
の  
対  
応



緊急時の省庁間連携(例:省庁間連絡会議(高病原性鳥インフルエンザ等)の開催)

# 狂犬病

## 基本情報

- 病原体** ・ リッサウイルス属狂犬病ウイルス (*Lyssavirus Rabies lyssavirus*) (三種病原体)  
 ・ 全てのほ乳類に感染するが、ウイルスの種類によって主な自然宿主が異なる (犬、野生動物、コウモリ等)
- 感染経路** ・ 感染動物に咬まれ、唾液中に排出されるウイルスが傷口より体内に侵入することで感染。  
 ・ 世界中で狂犬病に感染する人の9割以上が犬から感染している。ヒト-ヒト感染は通常ない。
- 症状** ・ 潜伏期間は長く不定 (ヒト: 平均1-3ヶ月 (ウイルス量により1週間から1年、犬: 平均0.5-2ヶ月 (OIEでは最長180日)) ) 。  
 ・ 発症するとほぼ100%致死。強い不安感、一時的な錯乱、恐水症、麻痺、運動失調、全身けいれん。その後、呼吸障害等の症状を呈し、死亡。

## 対策

- ・ 狂犬病に感染した犬は獣医師の届出対象 (狂犬病予防法)
- ・ **水際対策**: 輸入動物対策
  - ① 輸入禁止 (コウモリ)
  - ② 輸入検疫 (犬、猫、あらいぐま、きつね、スカンク、家畜)
  - ③ 輸入届出 (その他ほ乳動物)
- ・ **飼い主の義務**: ① 犬の登録 (登録後は変更・死亡時の届出義務)  
 ② 犬の予防注射 (毎年1回) の義務  
 ③ 鑑札・注射済票の装着義務
- ・ 自治体による未登録、注射済票、鑑札未装着犬の捕獲、抑留

## 予防・治療

- 予防** 感染した動物に咬まれた場合、暴露後ワクチン接種により発症を抑えることが可能。
- 治療** 治療法はない。発症前に感染の有無を診断することは不可能。



鑑札



注射済票

## 発生状況

- ・ 死亡者のうち95%以上はアジア、アフリカ地域。
- ・ 2020年5月、豊橋市で14年ぶりに輸入症例が発生 (フィリピンからの入国者)。
- ・ 国際機関では2030年までに犬由来の狂犬病発生の撲滅を目指している。

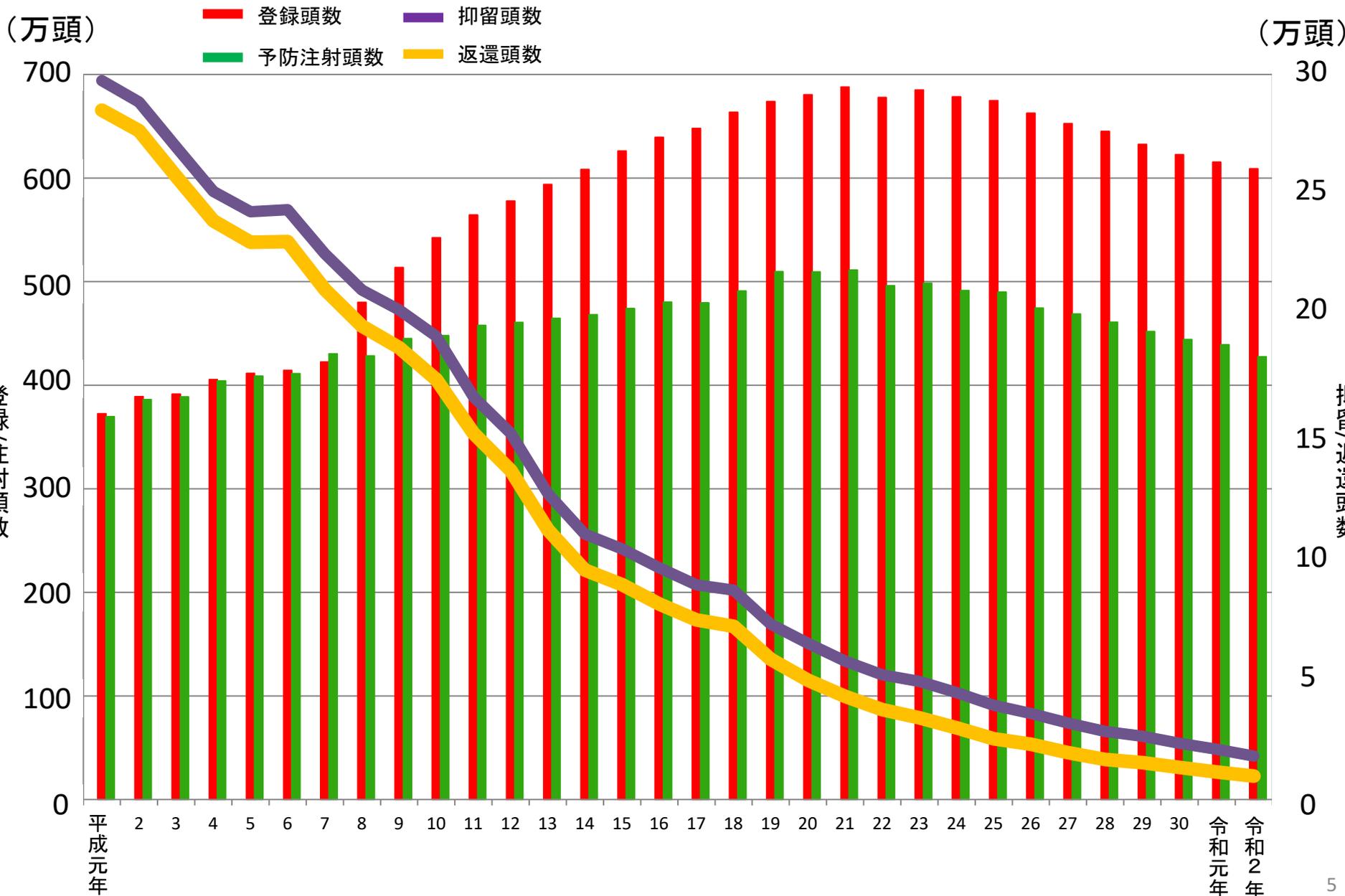
### 国内の人・犬の感染数

	1953	1954	1955	1956	1970	2006	2020
死亡者数	3人	1人	0人	1人	1人 (※1)	2人 (※2)	1人 (※3)
犬の発生数	176頭	98頭	23頭	6頭	0	0	0

(※1, 2 ネパール、フィリピンからの帰国者)

(※3 フィリピンからの入国者)

# 犬の登録頭数等の推移(平成元年～令和2年度)



# 令和3年度普及啓発ポスター



一緒に過ごすために

これからもなかよく

**狂犬病は、犬だけでなく、人にもうつる病気です。  
発症した場合、ほぼ100パーセント死に至ります。**

犬の飼い主は、狂犬病予防法に定められた以下の義務を守りましょう。

- ① 飼い犬の登録 ② 狂犬病予防注射の接種 ③ 鑑札・注射済票の装着

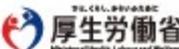


詳しい情報は、厚生労働省ホームページ「狂犬病について」をご覧ください。

狂犬病 厚生労働省

検索

お問い合わせは最寄りの  
保健所、市町村の担当窓口まで。



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare



動物由来感染症

「人も動物も」  
**みんなが健康な毎日に!**

△ 動物と清潔で健康に過ごすためのルール



過度なふれあいは  
避けましょう



動物を触った後は  
しっかり手を洗いましょう



飼育用品を扱ったり  
掃除をするときは  
手袋やマスクをしましょう

動物由来感染症とは、動物から人に感染する病気の総称です。

動物由来感染症には、人も動物も重症になるもの、動物は無症状で人が重症になるもの等、病原体によって様々なものがあります。(エキノコックス症、オウム病、重症熱性血小板減少症候群(SFTS)、レプトスピラ症等)

体調不良を感じたら、  
早めに医療機関に  
相談しましょう。  
(動物との接触状況を  
医師に伝えましょう)



ペットの健康状態に  
注意しましょう。  
ノミやマダニの定期的な  
駆除と定期検診を  
受けさせましょう。



詳しい情報は、厚生労働省ホームページ「動物由来感染症」をご覧ください。

動物由来感染症 厚生労働省

検索

お問い合わせは最寄りの  
保健所の担当窓口まで。



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 犬の登録に関する狂犬病予防法の制度改正の経緯

	制度改正の概要	背景
平成7年4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>毎年行うこととされていた犬の登録について、生涯1回に変更。</li> <li>死亡届出に基づく登録の消除、犬の所在地の変更等届出に基づく登録情報の変更を制度化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>許可、認可等の整理及び合理化に関する法律の施行に伴う狂犬病予防法の改正</li> </ul>
平成12年4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県が行っていた犬の登録、注射済票の交付等の事務が市町村に移管</li> <li>犬の登録等に係る手数料の上限を定めていた地方公共団体手数料令の廃止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う狂犬病予防法の改正</li> </ul>
平成19年4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>鑑札、注射済票の大きさを小型犬も装着可能な大きさとするとともに、一定の条件を満たした場合には市区町村長が独自の型を定めることができるようにする特例規定を設置</li> </ul>	
令和4年4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>所有者や犬の所在地が不明な場合、海外転居した場合において、市町村長が職権により登録を消除できる規定を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年地方分権改革に関する地方からの提案への対応（閣議決定）に伴う狂犬病法施行令の改正</li> </ul>
令和4年6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>狂犬病予防法の特例制度参加市町村に所在するマイクロチップが装着された犬について、マイクロチップの登録と狂犬病予防法の犬の登録の申請窓口を一元化する規定を設定。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>改正動物愛護管理法の施行に伴う狂犬病予防法施行規則の改正</li> </ul>



## オンラインでマイクロチップ情報を登録しましょう

動物愛護管理法により販売される犬や猫へのマイクロチップの装着・登録が義務付けられています。

購入した方は、所有者の情報をご自身に変更してください。

### 一般飼い主の方



ペットとして犬や猫を飼っている方

### 動物取扱業関連の方



第一種・第二種動物取扱業者の方や  
飼い主の代行手続きをする獣医師・業者の方



今日までの  
マイクロチップ情報登録件数

犬 98,700

猫 48,700

### こんな時に手続きが必要です

マイクロチップを  
装着した



犬や猫を  
購入・譲り受けた



住所や連絡先が  
変わった



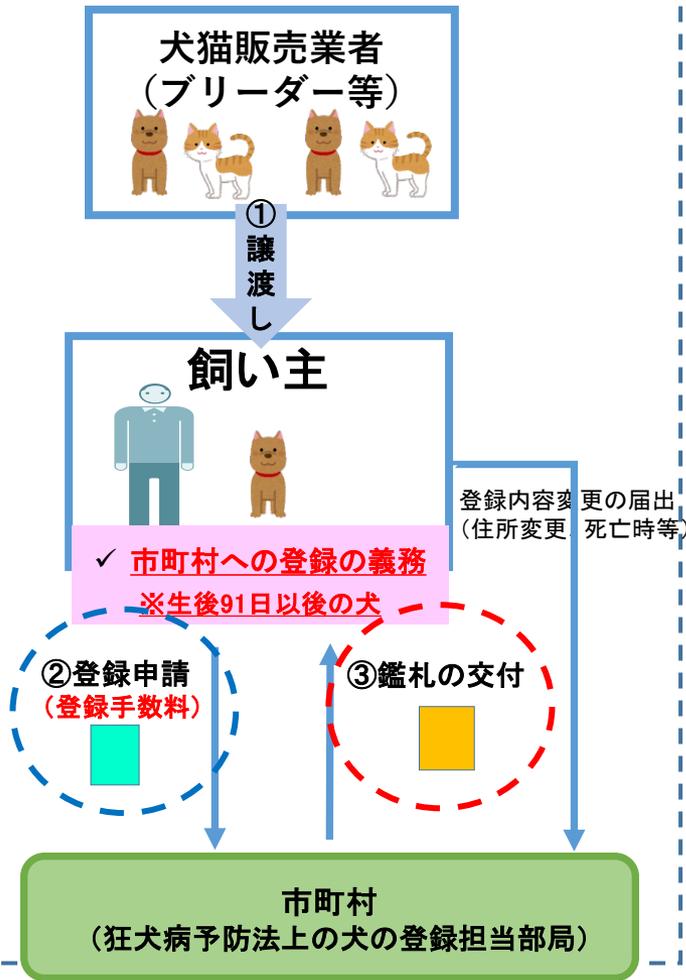
犬や猫が  
亡くなった



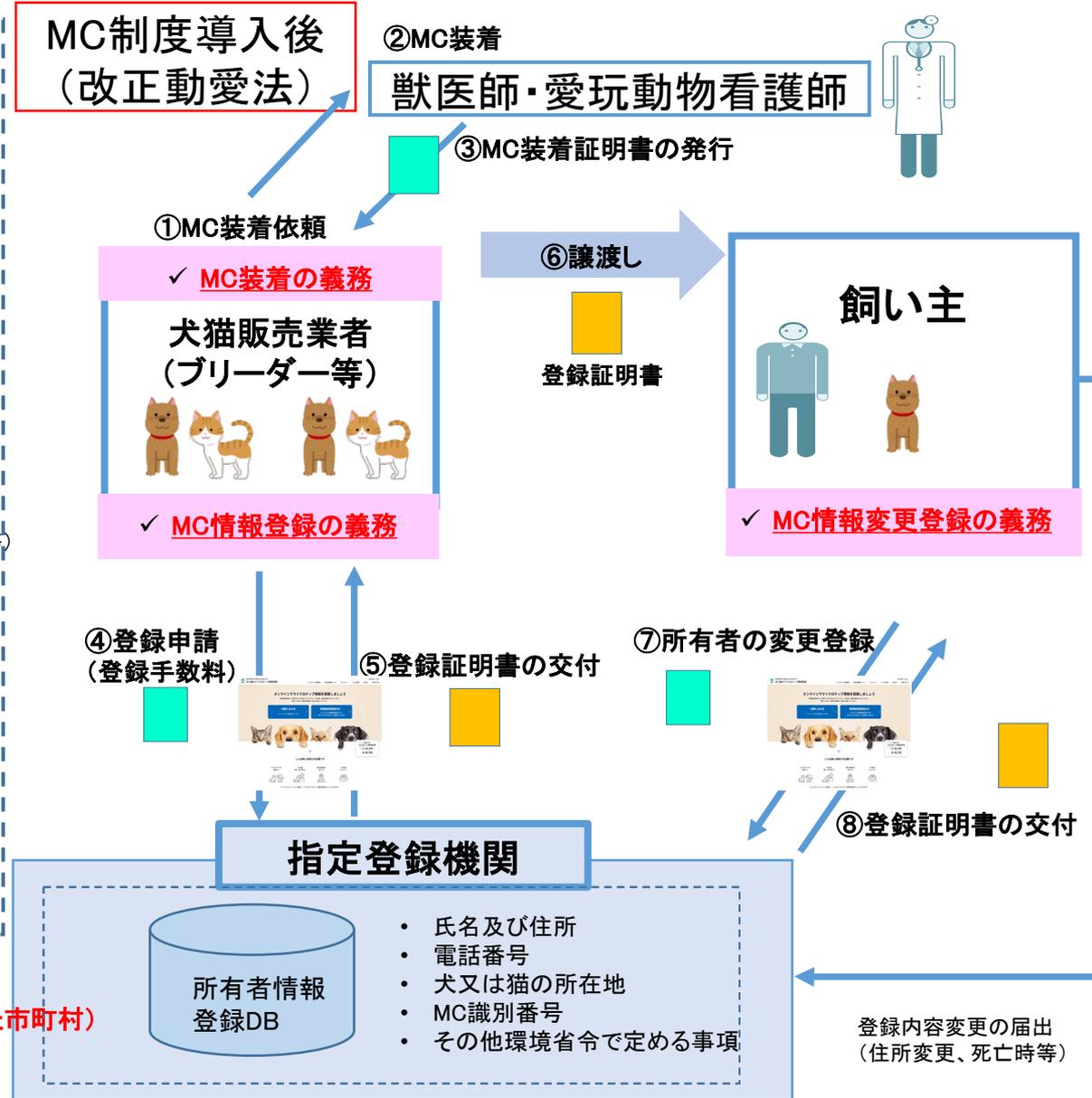
パソコンやスマートフォンを使用し、いつでもマイクロチップ情報の登録を行うことができます。

# 犬の所有者に関する事務手続きの流れ

## 現行(狂犬病予防法の事務)



## MC制度導入後 (改正動愛法)



▲登録情報の通知等 (環境大臣に通知のもとめを行った市町村)

※所有者情報が登録、変更登録された際に通知

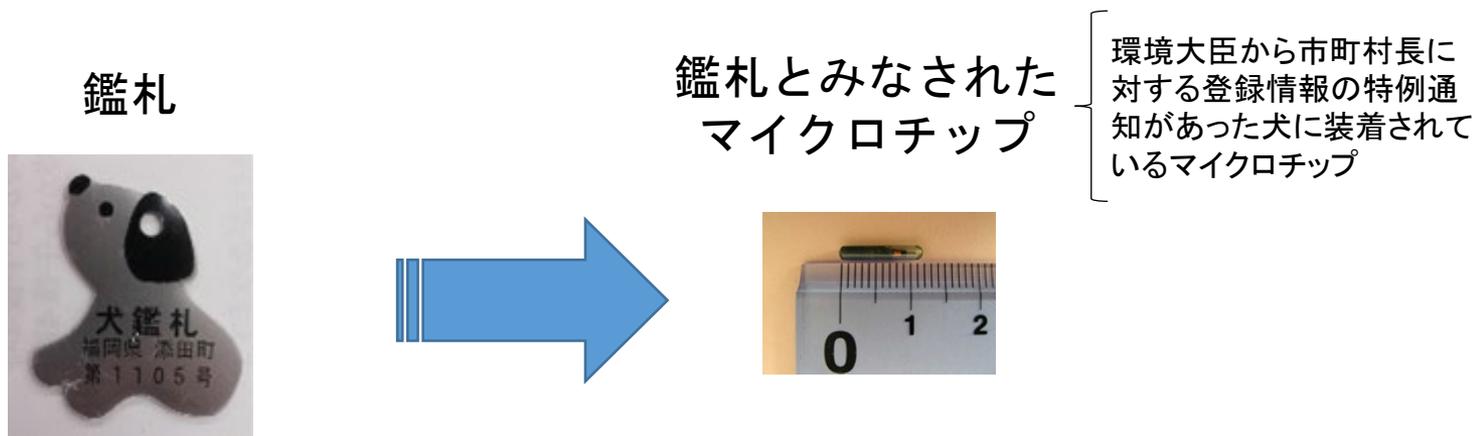
## 動物愛護管理法に基づく狂犬病予防法の特例(飼い主側の狂犬病予防法上の事務手続きの簡素化)

※登録情報の通知により狂犬病予防法の登録申請があったものとみなす・犬に装着されているMCを狂犬病予防法の鑑札とみなす

# 狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令（改正の趣旨）

## 改正の趣旨

- 動物愛護管理法により新たに創設される、犬猫等販売業者に対するマイクロチップ装着等の義務化等に関する規定が令和4年6月1日から施行されることに伴い、鑑札とみなされたマイクロチップに関して、狂犬病予防法施行規則における所要の規定の整備するため、その一部を改正する。



動物愛護管理法に基づく狂犬病予防法の特例



狂犬病予防法施行規則における所要の規定の整備

# 狂犬病予防法施行規則の一部を改正する省令（概要）

## 改正の概要

- （１）鑑札とみなされたマイクロチップを、鑑札に記載される事項等を定める規定から除くため所要の整備を行うこと
- （２）鑑札を亡失又は損傷した場合の鑑札の再交付の申請に当たって、鑑札とみなされたマイクロチップを装着している場合はこれを不要とすること
- （３）鑑札とみなされたマイクロチップが装着されている犬については、マイクロチップの識別番号についても市町村が保有する犬の原簿の登録事項とすること
- （４）犬から装着しているマイクロチップが取り除かれた場合は、当該犬の所有者は、市町村に30日以内に届け出るものとする
- （５）鑑札の交付を受けた犬の所有者は、当該犬にマイクロチップを装着しこれが鑑札とみなされた場合は、速やかに鑑札を市町村に提出するものとする。ただし、正当な理由があるときは、この限りでないものとする

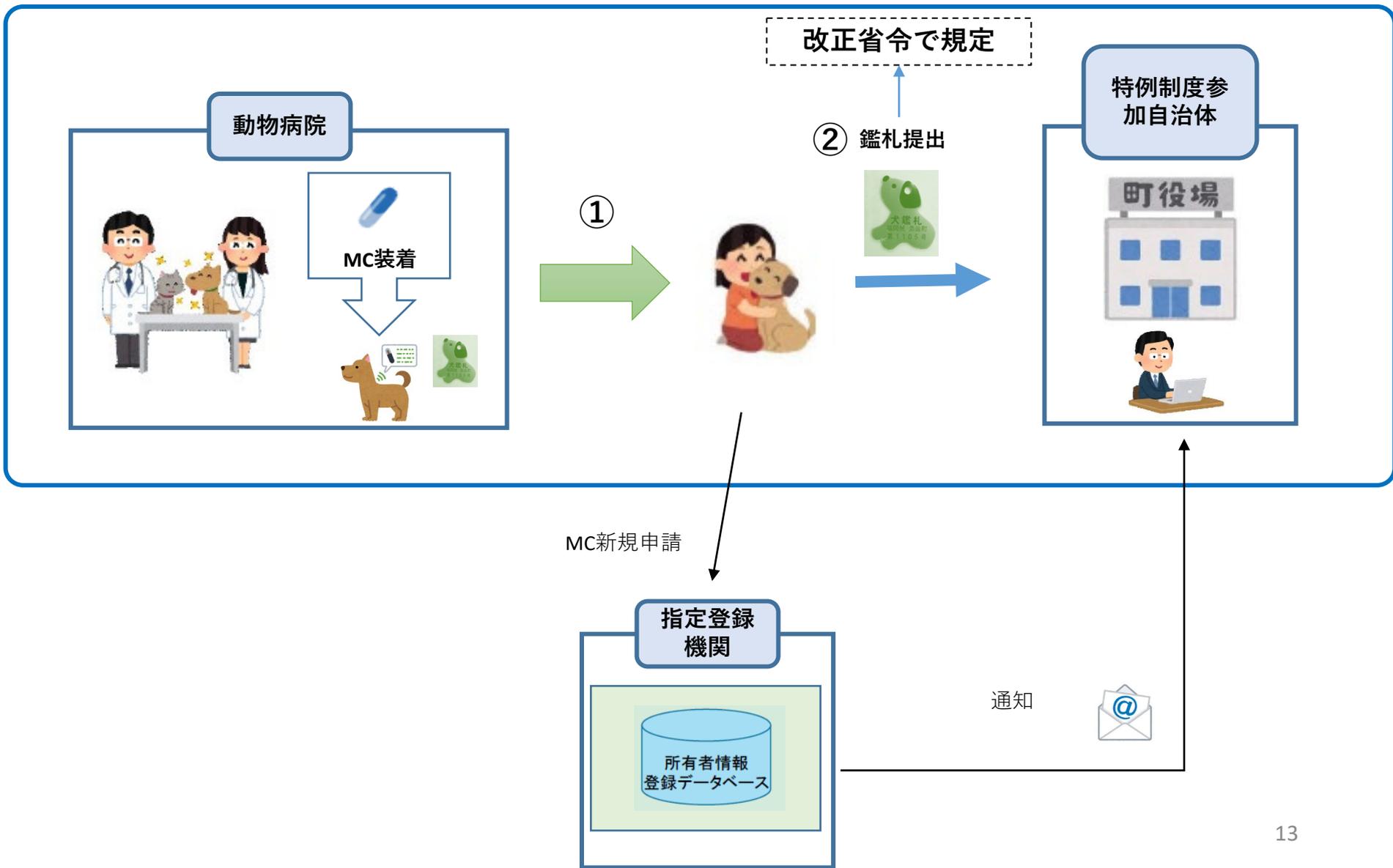
- (6) マイクロチップが装着された犬の所在地が変更されたときに、
- ・ 新所在地においてマイクロチップが鑑札とみなされる場合には、新所在地の市町村長は旧所在地の市町村長に犬の新所在地を通知し、当該通知を受けた旧所在地の市町村長は犬の登録を削除できることとする
  - ・ 新所在地においてマイクロチップが鑑札とみなされない場合には、変更の届出を受けた新所在地の市町村長は鑑札を交付するとともに、旧所在地の市町村長に犬の新所在地を通知し、当該通知を受けた旧所在地の市町村長は原簿を新所在地の市町村長に送付するものとする
- (7) その他所要の規定の整備を行うこと

### 施行期日等

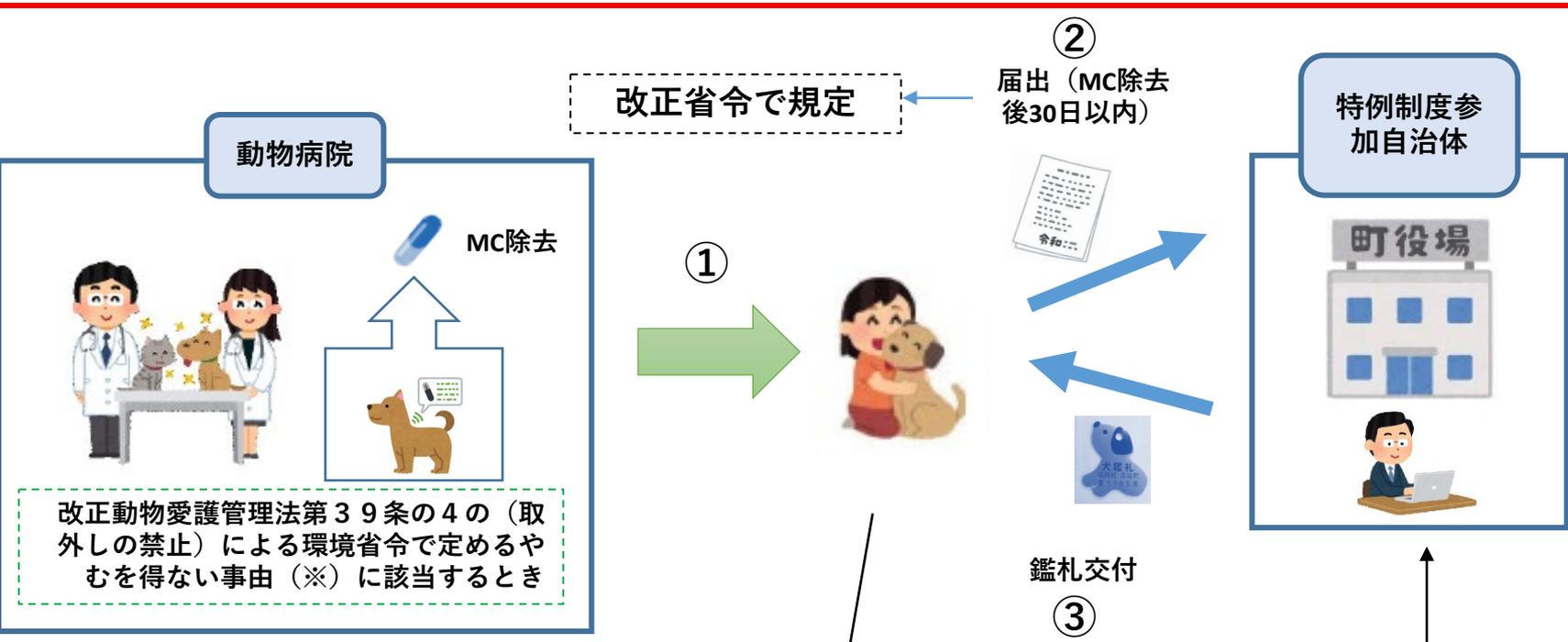
公布日：令和4年5月中旬（予定）

施行期日：令和4年6月1日

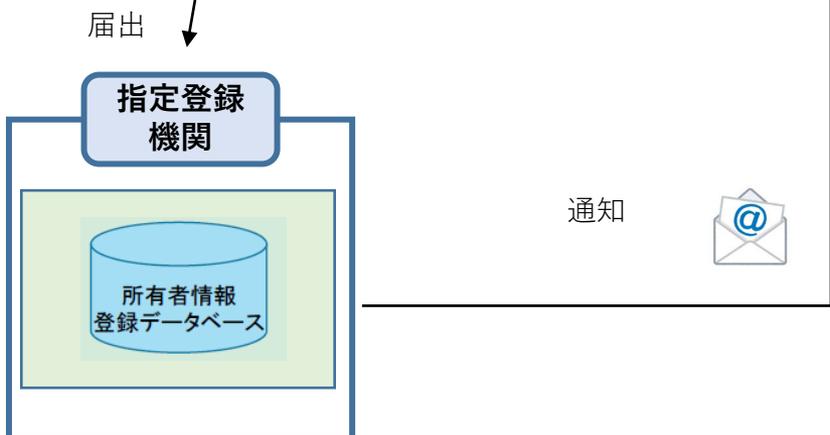
# 「鑑札とみなされたマイクロチップ」を 装着後の交付済み鑑札の提出について（イメージ図）



# 「鑑札とみなされたマイクロチップ」の除去後の鑑札の交付について（イメージ図）



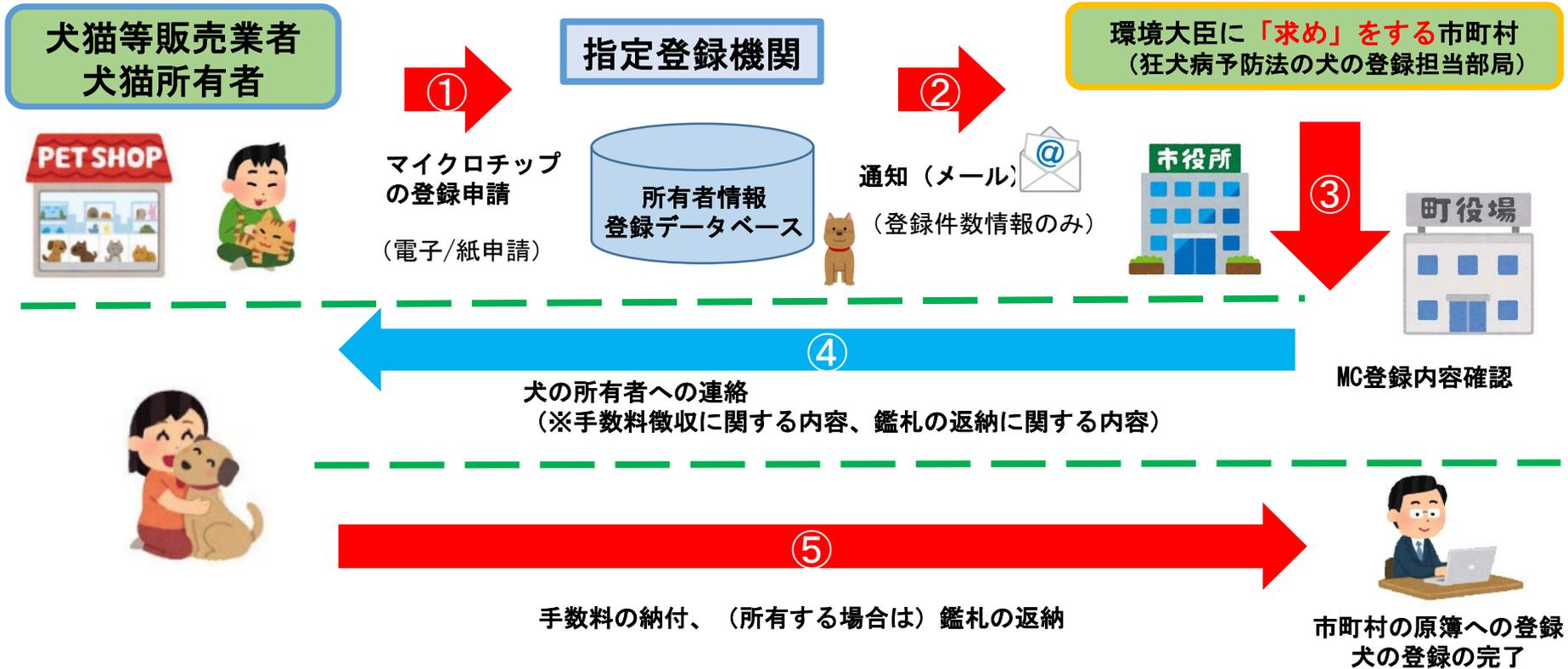
（※） 犬の健康及び安全の保持上支障が生じるおそがあること



# マイクロチップを装着した犬の所在地変更に関する市町村業務整理表

特例制度 参加状況	旧所在地の市町村事務	新所在地の市町村事務
参加市町村 ⇒ 不参加市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新所在地の市町村への原簿の送付（省令新設16条の6）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鑑札の交付（省令新設16条の6）</li> <li>・ 旧所在地の市町村への通知（省令新設16条の6）</li> <li>・ 送付された原簿情報に基づく原簿の登録事項の変更</li> </ul>
不参加市町村 ⇒ 参加市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原簿の消除（省令10条）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定登録機関からの通知情報に基づく原簿の登録事項の変更</li> <li>・ 旧鑑札の回収（省令新設16条の4）</li> <li>・ 旧所在地の市町村への通知（省令新設16条の5）</li> </ul>
参加市町村 ⇒ 参加市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原簿の消除（省令10条）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定登録機関からの通知情報に基づく原簿の登録事項の変更</li> <li>・ 旧所在地の市町村への通知（省令新設16条の5）</li> </ul>
不参加市町村 ⇒ 不参加市町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新所在地の市町村への原簿の送付（政令2条の2）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 鑑札の引換え交付（政令2条の2）</li> <li>・ 原簿の登録事項の変更</li> <li>・ 旧所在地の市町村への通知（政令2条の2）</li> </ul>

# 犬のマイクロチップの登録申請と狂犬病予防法の特例制度に参加する市町村における犬の登録事務の流れ（例）



## (参照条文) 狂犬病予防法 (部分抜粋)

**第四条** 犬の所有者は、犬を取得した日（生後九十日以内の犬を取得した場合にあつては、生後九十日を経過した日）から三十日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長（特別区にあつては、区長。以下同じ。）に犬の登録を申請しなければならない。ただし、この条の規定により登録を受けた犬については、この限りでない。

**第二十三条** この法律の規定の実施に要する費用は、次に掲げるものを除き、都道府県の負担とする。  
除く。）

## 第二 犬等の所有者の負担する費用

一 第四条の規定による登録の手續に要する費用

## 参考

## 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）

### （狂犬病予防法の特例）

**第三十九条の七** 環境大臣は、犬の所有者が当該犬を取得した日（生後九十日以内の犬を取得した場合にあつては、生後九十日を経過した日）から三十日以内に登録又は変更登録を受けた場合において、当該犬の所在地を管轄する市町村長（特別区にあつては、区長。以下この条において同じ。）の求めがあるときは、環境省令で定めるところにより、当該市町村長に環境省令で定める事項を通知しなければならない。

**2** 前項の規定により市町村長が通知を受けた場合における狂犬病予防法第四条の規定の適用については、当該通知に係る犬の所有者が当該犬に係る登録又は変更登録を受けた日において、当該犬の所有者から同条第一項の規定による犬の登録の申請又は同条第五項の規定による届出があつたものとみなし、当該犬に装着されているマイクロチップは、同条第二項の規定により市町村長から交付された鑑札とみなす。

**3** 環境大臣は、犬の所有者から第三十九条の五第八項（第三十九条の六第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出があつた場合において、当該犬の所在地を管轄する市町村長の求めがあるときは、環境省令で定めるところにより、当該市町村長に環境省令で定める事項を通知しなければならない。

4 前項の規定により市町村長が通知を受けたときは、当該通知に係る届出があつた日において、当該届出をした犬の所有者から狂犬病予防法第四条第四項の規定による届出があつたものとみなす。

5 第二項の規定により狂犬病予防法第四条第二項の規定により市町村長から交付された鑑札とみなされたマイクロチップが装着されている犬の所有者は、その犬から当該マイクロチップを取り除いた場合その他の厚生労働省令で定める場合には、厚生労働省令で定めるところにより、市町村長に対し、その旨を届け出なければならない。

6 市町村長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出をした犬の所有者に犬の鑑札を交付しなければならない。

7 前項の場合における狂犬病予防法第四条第三項の規定の適用については、同項中「前項の鑑札」とあるのは、「動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）第三十九条の七第六項の鑑札」とする。